

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する
法律案要綱

一 在ローマ国際機関日本政府代表部を新設するとともに、同代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。（別表第一及び別表第二関係）

二 在ウクライナ日本国大使館等の位置の地名を改める。（別表第一関係）

三 既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。（別表第二関係）

四 在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の加算額の限度を改定する。（第十五条の二関係）

五 在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の支給に係る例外規定を整備する。（第四条及び第十五条の三関係）

六 外務公務員の研修員手当の支給額を改定する。（別表第三関係）